

2017年5月16日
全国港湾 16 発第128号

全横浜港湾労働組合連合会
執行委員長 東海和男 殿
大阪港湾労働組合協議会
議長 小嶋敏弘 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 系谷 欽一郎



MUA の争議支援行動について

MUA(豪州海事労働組合)は、ボタニー港(シドニー)において争議をたたかっています。これは、同港を運営するパトリック社が、労働条件の改悪、常用労働者の雇用制限などの「合理化」を強行しているためです。過日、この問題で、全国港湾はITF(国際運輸労連)のMUA支援の呼びかけに応え、パトリック社に対して抗議の書簡を送付しました。

その後、MUA から、支援行動への感謝とともに、更なる支援行動の要請があり、第8回常任中執(5月15日開催)は、このMUA 支援行動を行うことを確認しました。MUA の要請は、パトリック社と契約する船社が運航し、横浜港と大阪港に寄港する本船名をリストアップして、当該船社に働きかけることによってプレッシャーをかける行動です(別紙参照)。

については、全横浜港湾と大港労協は、下記の取り組みを実施するよう指示します。

記

1. 全横浜港湾、及び、大港労協は、MUA の要請にリストアップされた本船を対象に、全国港湾並びに、MUA が集約した世界のITF 加盟組合が送付した抗議文を手交し、全国港湾をはじめ世界の交通運輸労働組合がパトリック社の攻撃に反対していることを伝えること。また、当該本船(船長)を通じて、パトリック社に世界の交通運輸労働者の意思を示すよう要請すること。
2. 行動の具体的方法については、各地区港湾の判断に委ねるが、全国港湾のインスペクター(藤木)と連携して対応されたい。なお、抗議文(全国港湾及び各労働組合の分)は、既に届けているものを活用し、未着の場合は、全国港湾書記局に連絡されたい。
3. 報告などについて
 - (1) 各地区港湾は、具体的な行動日時、訪船した本船と対応者、反応などについて全国港湾書記局に報告のこと(MUA・ITF 東京事務所にも報告する)。
 - (2) 行動に要した費用(交通費・日当など)については、全国港湾負担とする。したがって、上記の行動報告とともに、訪船した本船・日時・参加者数・交通費等をまとめて請求すること。

以上

<写> 四役・中央執行委員・単組委員長・地区港湾議長(委員長)